

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

表面参照

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

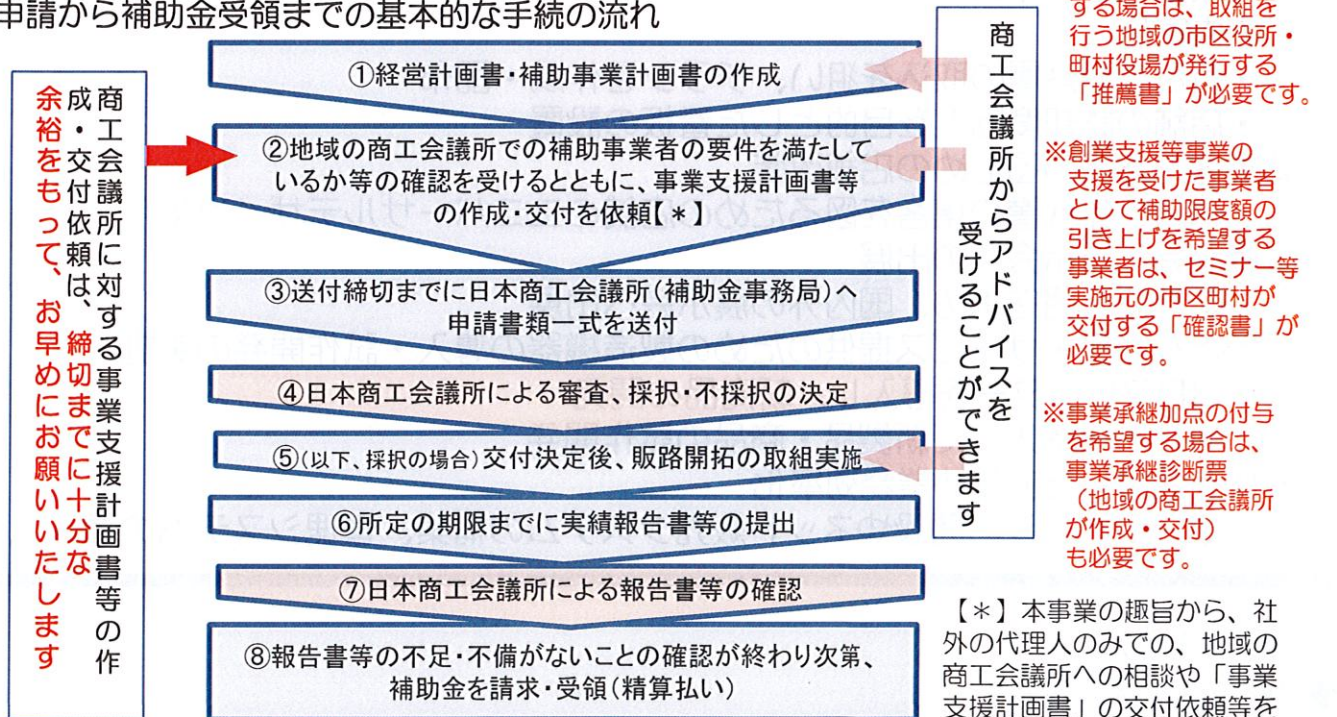
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円（①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策の取組は上限100万円）

*同一または異なる商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

	平成30年度第2次補正予算事業
1. 申請受付開始	2019年 4月25日（木）
2. 日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	2019年 6月12日（水） 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	2019年 7月末頃予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 2019年12月31日（火）まで